

地方公共団体における「避難勧告等の具体的な発令基準策定状況」に係る調査結果

防災課

1 はじめに

災害による人的被害を軽減するため、市区町村は、適時的確に避難勧告等を発令し、住民に対し、適切な避難行動をとることを促すことが重要です。

そして、市区町村が適時的確な避難勧告等を発令するためには、あらかじめ定量的でわかりやすい具体的な発令基準を策定しておく必要があります。

このため、消防庁では、内閣府と連携して、避難勧告等の判断基準を可能な限り定量的かつわかりやすい指標で示すことなどを内容とする「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月最終改定）※1について地方公共団体に対し、周知を図るとともに、避難勧告等の判断基準の見直し又は設定を行うよう依頼しているところです。

今回、平成27年12月1日現在の地方公共団体における避難勧告等の具体的な判断基準の策定状況を把握するため、調査を実施しました。

本稿では、消防庁防災課で取りまとめた調査の結果について紹介いたします。

※1 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」については内閣府（防災担当）ホームページを参照
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/pdf/150819_honbun.pdf

2 調査の概要

- 調査対象：市区町村 1,741団体
- 調査基準日：平成27年12月1日

3 調査結果

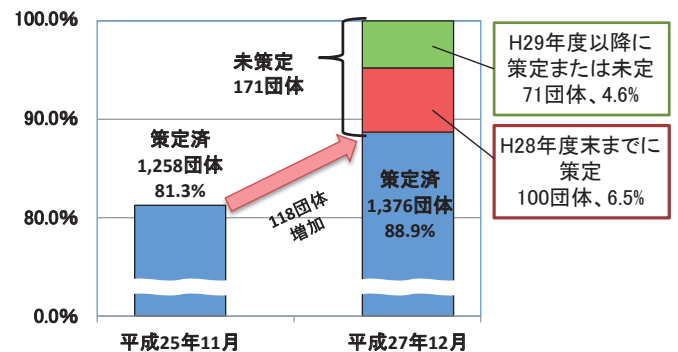
① 水害

ア 策定状況

市区町村内に「水防法」に基づく「洪水浸水想定区域」や「雨水出水浸水想定区域」が存在するなど、水害が想定される市区町村1,547団体のうち、1,376団体（88.9%）が策定済みとなっており、2年前の調査より118団体増加している。

また、未策定の171団体のうち、28年度末までに100団体が策定予定としている（図1）。

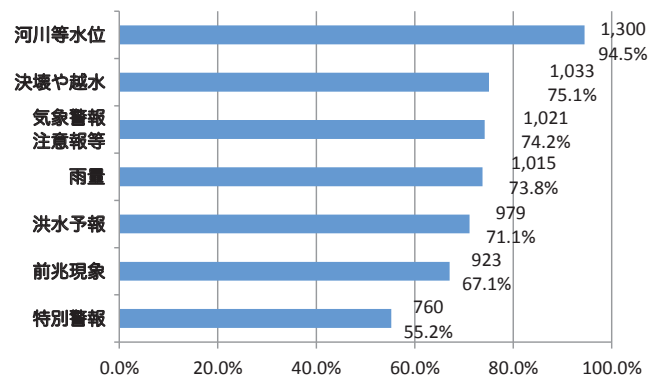
図1 水害が想定される市区町村の発令基準の策定状況 (N=1,547)



イ 発令基準の判断材料の状況

アで策定済と回答した1,376団体における発令基準の判断材料をみると、「河川等水位」が1,300団体（94.5%）と最も多く、以下、「決壊や越水」が1,033団体（75.1%）、「気象警報・注意報等」が1,021団体（74.2%）となっている（図2）。

図2 基準の判断材料の状況 (N=1,376) (複数選択可)



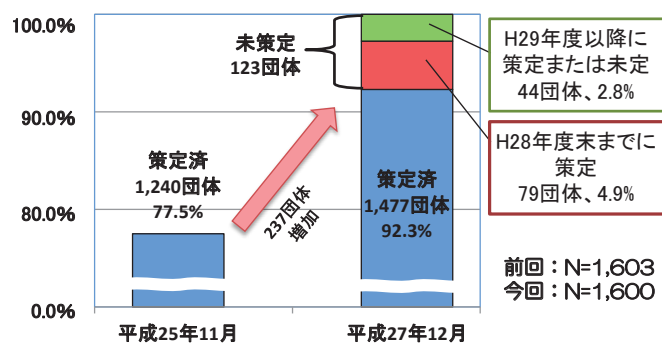
② 土砂災害

ア 策定状況

市区町村内に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく「土砂災害警戒区域」や「土砂災害特別警戒区域」等が存在するなど、土砂災害が想定される市区町村1,600団体のうち、1,477団体（92.3%）が策定済となっており、2年前の調査より237団体増加している。

また、未策定の123団体のうち、28年度末までに79団体が策定予定としている（図3）。

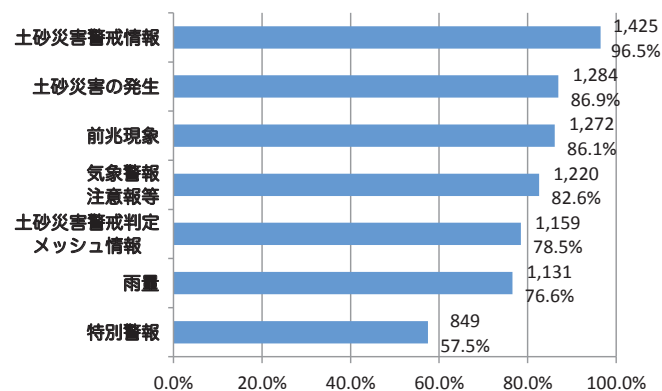
図3 土砂災害が想定される市区町村の発令基準の策定状況



イ 発令基準の判断材料の状況

アで策定済と回答した1,477団体における発令基準の判断材料をみると、「土砂災害警戒情報」が1,425団体（96.5%）と最も多く、以下、「土砂災害の発生」が1,284団体（86.9%）、「前兆現象」が1,272団体（86.1%）となっている（図4）。

図4 基準の判断材料の状況（N=1,477）（複数選択可）



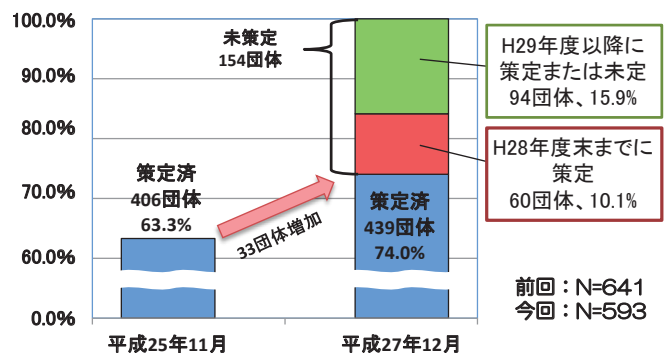
③ 高潮災害

ア 策定状況

市区町村内に「水防法」に基づく「高潮浸水想定区域」が存在するなど、高潮災害が想定される市区町村593団体のうち、439団体（74.0%）が策定済となっており、2年前の調査より33団体増加している。

また、未策定の154団体のうち、28年度末までに60団体が策定予定としている（図5）。

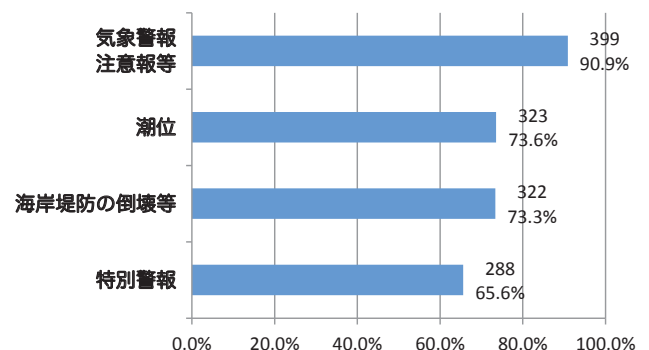
図5 高潮災害が想定される市区町村の発令基準の策定状況



イ 発令基準の判断材料の状況

アで策定済と回答した439団体における発令基準の判断材料をみると、「気象警報・注意報等」が399団体（90.9%）と最も多く、以下、「潮位」が323団体（73.6%）、「海岸堤防の倒壊等」が322団体（73.3%）となっている（図6）。

図6 基準の判断材料の状況（N=439）（複数選択可）



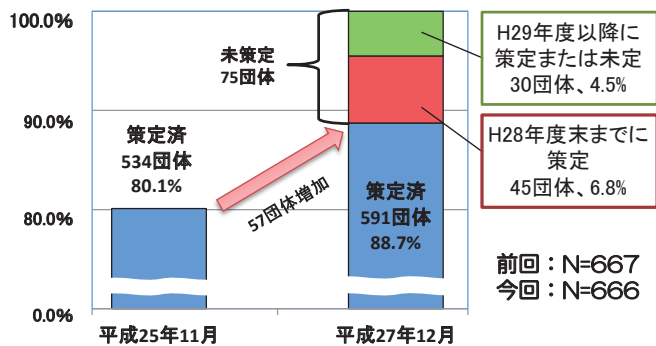
④ 津波災害

ア 策定状況

市区町村内に「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波浸水想定における浸水の区域が存在するなど、津波災害が想定される市区町村666団体のうち、591団体（88.7%）が策定済となっており、2年前の調査より57団体増加している。

また、未策定の75団体のうち、28年度末までに45団体が策定予定としている（図7）。

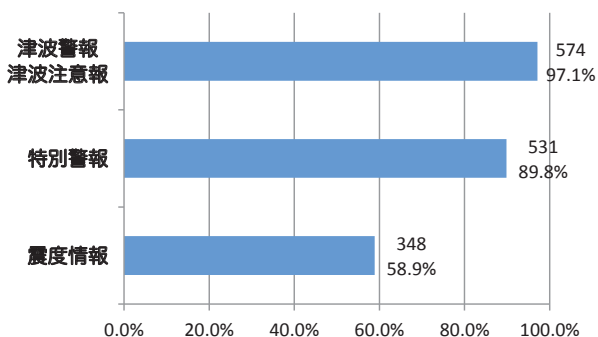
図7 津波災害が想定される市区町村の発令基準の策定状況



イ 発令基準の判断材料の状況

アで策定済と回答した591団体における発令基準の判断材料をみると、「津波警報・津波注意報」が574団体（97.1%）と最も多く、以下、「特別警報」が531団体（89.8%）、「震度情報」が348団体（58.9%）となっている（図8）。

図8 基準の判断材料の状況（N=591）（複数選択可）



4 調査結果を受けて

消防庁では、本調査結果について平成28年1月19日付けで公表するとともに、避難勧告等の具体的な発令基準の策定が進んでいない団体について、必要な取組を進めるよう通知を发出了しました。

災害による人的被害を軽減するためには、適時的確な避難勧告等の発令が重要となることから、避難勧告等の具体的な発令基準を定めていない市町村については避難勧告ガイドラインを参考にして、想定される災害について、避難勧告等の具体的な発令基準を速やかに策定すること。

併せて、夜間休日も含め避難勧告等の発令に係る情報収集や判断ができるよう、宿日直体制や職員緊急参集体制をあらかじめ整備しておくとともに、平時からの訓練等の実施により、発令に係る手順について確認しておくこと。

『地方公共団体における「業務継続計画策定状況」及び「避難勧告等の具体的な発令基準策定状況」に係る調査結果について』（平成28年1月19日付け消防第4号防災課長通知）より抜粋

5 おわりに

本調査結果において、避難勧告等の具体的な発令基準を未だ策定していない団体があることが明らかになりました。

消防庁においては、市区町村に対し避難勧告等の具体的な発令基準の策定を促すとともに、避難勧告等が適時的確に発令されるよう、引き続き必要な支援を行ってまいります。

本調査結果については、消防庁のホームページに掲載しているのでそちらもご覧下さい。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h28/01/280119_houdou_1.pdf

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 防災企画係
TEL: 03-5253-7525